

個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について（平成28年1月26日個人情報保護委員会決定）の一部改正案
新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="174 344 1025 376">個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について</p> <p data-bbox="779 437 1099 517">平成28年1月26日 個人情報保護委員会決定</p> <p data-bbox="719 533 1099 564"><u>最終改正令和6年●月●●日</u></p> <p data-bbox="91 632 1081 746">国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第9条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧は、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）に規定するもののほか、以下により行うこととする。</p> <p data-bbox="136 802 282 834"><u>（閲覧手続）</u></p> <p data-bbox="91 847 1099 919"><u>1 贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧請求及び閲覧は、原則インターネットを利用して行うものとする。</u></p> <p data-bbox="136 975 282 1007"><u>（閲覧請求）</u></p> <p data-bbox="91 1019 1099 1145"><u>2 閲覧者は、個人情報保護委員会ホームページ内に開設している贈与等報告書閲覧請求フォームに、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、閲覧を希望する報告書の対象期間を入力し、閲覧請求を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="136 1209 282 1241"><u>（閲覧方法）</u></p> <p data-bbox="91 1254 1081 1326"><u>3 報告書は、メールを利用して、請求があった対象期間の報告書を閲覧者に送付することにより、閲覧に供するものとする。</u></p> <p data-bbox="136 1382 835 1414"><u>（インターネットを利用した閲覧手続に係る留意事項）</u></p>	<p data-bbox="1214 344 2065 376">個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について</p> <p data-bbox="1827 437 2148 517">平成28年1月26日 個人情報保護委員会決定</p> <p data-bbox="1740 533 2148 564"><u>最終改正平成28年3月29日</u></p> <p data-bbox="1131 632 2121 746">国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第9条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧は、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）に規定するもののほか、以下により行うこととする。</p> <p data-bbox="1176 802 1256 834"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1176 975 1256 1007"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1176 1209 1256 1241"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1176 1382 1256 1414"><u>（新設）</u></p>

4 閲覧手続を行う場合は、以下の項目に留意するものとする。

(1) インターネットを利用した閲覧手続は、連絡可能な電話番号及びメールアドレスを持ち、PDFファイルの受信ができることを前提とする。

(2) 閲覧請求の内容に不備が確認された場合等は、贈与等報告書閲覧請求フォームに入力された連絡先に照会を行った上で閲覧に供する。

(閲覧情報の不当な編集等の禁止)

5 閲覧者は、入手した閲覧情報について、事実誤認をさせるような不当な編集・加工・流用・第三者提供・改ざん等を行ってはならない。

(閲覧情報の不適正な利用の禁止)

6 閲覧者が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合は、入手した閲覧情報について、同法第19条の規定に基づき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある不適正な利用を行ってはならない。

(インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合の手続)

7 インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合は、以下の手続により閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

報告書の閲覧場所は、個人情報保護委員会事務局総務課内とする。

(2) 閲覧日及び閲覧時間

報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に規定する年末年始の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(閲覧場所)

1 贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧場所は、個人情報保護委員会事務局総務課内とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

2 報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に規定する年末年始の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とする。

(3) 報告書の持出し禁止

報告書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

(4) 報告書の取扱い上の注意

報告書は丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(5) 閲覧手続・方法

閲覧者は、贈与等報告書閲覧申込書(別紙様式)に氏名、住所、電話番号及び閲覧を希望する報告書の対象期間を記入し、個人情報保護委員会事務局総務課の担当者から報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、速やかに返却するものとする。

(違反時の閲覧中止等)

8 個人情報保護委員会事務局長は、このために違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規定は平成28年1月26日から施行する。

附 則

この規定は平成28年3月29日から施行する。

附 則

この規定は令和6年●月●●日から施行する。

(報告書の持出し禁止)

3 報告書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

(報告書の取扱い上の注意)

4 報告書は丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
また、報告書のコピー及び写真撮影を行ってはならない。ただし、メモをとることは差し支えない。

(閲覧手続・方法)

5 閲覧者は、贈与等報告書閲覧者記録簿(別紙様式)に氏名、住所、電話番号及び閲覧を希望する報告書の対象期間を記入し、個人情報保護委員会事務局総務課の担当者から報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、速やかに返却するものとする。

(違反時の閲覧中止)

6 個人情報保護委員会事務局長は、このために違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規定は平成28年1月26日から施行する。

附 則

この規定は平成28年3月29日から施行する。

別紙様式

贈与等報告書閲覧申込書

氏 名	
住 所	
電話番号	
閲覧を希望する 報告書の対象期間 <small>(記載例: 令和〇年度第 /四半期分)</small>	

※担当者記入欄

貸出時間	:	返却時間	:
------	---	------	---

【閲覧の際の注意事項】

- 1 上記、贈与等報告書閲覧申込書の**太枠**内を漏れなく記入し、担当者から贈与等報告書を受け取ってください（貸出時間及び返却時間欄は記入しないでください。）。
- 2 贈与等報告書は、指定された場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出さないでください。
- 3 贈与等報告書は丁寧に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為は絶対にしないでください。
- 4 閲覧が終了したら、贈与等報告書を速やかに担当者に返却してください。
- 5 その他、担当者の指示に従って閲覧してください。

別紙様式（贈与等報告書閲覧者記録簿）

受付年月日	関——覧——者			閲覧を希望する対象期間
	氏一名	住一所	電話番号	
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分
平成——年 ——月——日				平成——年度第——/四半期分 ～平成——年度——/四半期分